



職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	1	0	0	0	2	2	0	4	0	8

その他

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	0	1	0	1	1	3	4	3	0	13

(3) その他給与に関する事項

給料表について

国の行政職給料表(二)を適用しています。(ただし、級は4級まで)

各種手当について

一般行政職員と同様に、対象者には、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当を支給しています。

昇給基準について

一般行政職員に準じて、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

職員の定員管理については、大紀町行政改革大綱及び行政改革実施計画(集中改革プラン)に基づき適正に管理しており、必要な業務については、民間委託や臨時職員での対応を検討しています。今後も一部職種を除き新規採用は、行わない予定です。

給与等についても、国に準じて行政職給料表(二)を適用しており、今後も適正な運用に努めます。

3 具体的な取り組み内容

(1) 定員について

技能労務職については、基本的に退職者不補充とし、業務により民間委託を検討していく予定です。

(2) 給与について

現在、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えていません。今後も適正な運用に努めます。

(3) 各種手当について

一般行政職員と同じであり、現在のところ見直す予定はありません。

(4) 昇給のあり方について

昇給の基準については、全職員を対象とした人事評価(勤務の実績・勤務評価)制度の導入を検討しています。